

「ブラックバイト」と非難されないための注意点

注目トピックス

01 | 「ブラックバイト」と非難されないための注意点

ブラック企業という言葉に続いて、今度は過酷なアルバイト雇用を「ブラックバイト」と名付け非難する風潮があります。ブラックバイトと非難されないため、に何に注意したらよいのでしょうか。

特集

02 | 最低賃金引き上げ予定のお知らせ

今年度の最低賃金の引き上げ額の目安が発表されました。前年に引き続き大幅アップとなり、すべての都道府県で16円以上引き上げされる予定です。

03 | 給与明細の「支給欄」と「控除欄」の見方

給与明細には「支給部分」と「控除（天引き）部分」があります。それぞれの仕組みを知っておくと給与計算のミスを防ぐことができます。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | 二宮尊徳と創造経営 (カナリアコミュニケーションズ)

江戸時代後期に全国各地の村を復興させた二宮尊徳。二宮金次郎像で有名な彼が説いた考え方は現代の会社経営に通じる原理原則です。本書では50の教えを、現代経営との対比や著者の経験などを基に解説しています。



神田社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | アルバイト労務管理チェックシート

「ブラックバイト」と非難 されないための注意点

ブラック企業という言葉に続いて、今度は過酷なアルバイト雇用を「ブラックバイト」と名付け非難する風潮があります。ブラックバイトと非難されないために、何に注意したらよいでしょうか。

はじめに

近年、違法な働き方をする企業を「ブラック企業」と呼ぶことがあります。今度は塾講師や飲食店のアルバイトに対する過酷な労働環境を「ブラックバイト」と名付け、問題にしようとする動きが一部であるようです。この「ブラックバイト」が何を問題視しているかを紹介し、アルバイト雇用で無用なトラブルが起こらないための注意点について紹介します。

ブラックバイトとはなにか

ブラックバイトとは、主に塾講師や飲食店などのアルバイト現場において一部のユニオンなどが浸透させようとしている造語で、次のような点を問題視しています。

問題となる事例

- 飲食店で、学業を無視してシフトを組まれるなど、勤務を強制される
- レジの金銭が合わなかったり、皿を割ったりした部分について弁償をさせる
- 塾講師のアルバイトで、教材作成や塾生との懇親会・イベントを任せられ、その時間分の時給が支払われない
- 辞めたら違約金を払う誓約書にサインをさせられる
- 正社員並みの責任を負わされているが、見合った賃金が支払われていない
- 退職した月の賃金が支払われない

アルバイトのわがままか、 違法なアルバイト雇用か

これらの事例は全て労働者側の主張であり、事実は異なる可能性があります。例えば「無理やりシフトに入れられ学業に支障がある」と言う主張は、もしかしたら当初「土日祝日もシフトに入ることが出来ます！」と宣言していたアルバイトが、自分の都合を優先して一方的に勤務を拒否したのかもしれませんが、正社員並みの責任を負わされている

という主張も主観的なもので、実際はアルバイトが社会人として無責任すぎる行動をしているために妥当な責任を負わせているだけかもしれません。「ブラック」という言葉のイメージだけにとらわれず、実態をよく確認する必要があります。

注意すべきアルバイト管理方法

① 罰金

罰金は「減給」という懲戒処分に当たります。法律では減給額の制限を「減給は1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金総額の10%を超えてはならない（労働基準法第91条）」と定めています。アルバイトが欠勤をした場合、その日の時給を支払わないことは当然ですが、その日の時給を超える罰金を支払わせるならば、就業規則に減給について定め、法律上の上限以下に抑えるように注意してください。

② タダ働き

塾講師アルバイトにおけるテストの添削など、授業以外の業務も労働時間になりますので、時間給を支払わなければなりません。ボランティアで働いてもらうという考え方は改めましょう。

③ 損害賠償・違約金

アルバイトのミスにより発生した損害に対して、会社は損害賠償請求をすることはできますが、よほど悪質でない限り「全額を」弁償させることはできないと考えてください。

また、「途中で辞めたら違約金を支払う」などの約束は、「賠償予定の禁止：使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない（労働基準法第16条）」という条文に違反します。違約金に関する誓約書を書かせることは、かえって会社に不利に働くことがありますので注意してください。

最低賃金引き上げ予定のお知らせ

今年度の最低賃金の引き上げ額の目安が発表されました。前年に引き続き大幅アップとなり、すべての都道府県で16円以上引き上げられる予定です。

はじめに

最低賃金制度とは、「最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、会社は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とする制度です。

最低賃金は、パートやアルバイトなど雇用形態に関係なく適用されます。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者・会社双方の合意の上で定めたとしても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

最低賃金引き上げ予定額

平成27年度の最低賃金は、**16円から19円引き上げされる**予定です。都道府県の経済実態に応じ全都道府県をABCDの4ランクに分けて引き上げ額の目安が提示されています。

各都道府県の平成27年度の地域別最低賃金の引き上げ額目安は以下の通りです。

ランク	都道府県	引き上げ額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野 静岡、三重、滋賀、京都、兵庫 広島	18円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川 福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山 岡山、山口、香川、福岡	16円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島 鳥取、島根、徳島、愛媛、高知 佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎 鹿児島、沖縄	16円

平均すると18円以上の引き上げが予定されているので、昨年に引き続き大幅なアップとなりそうです。

この引き上げによって東京都(現行:888円)及び神奈川県(現行:887円)については、900円台に到達する見込みです。

最低賃金はどう決まるか

最低賃金は、最低賃金審査会というところで、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議が行われています。

主に下記の要素を考慮して決定又は改定することとしています。

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金
- ③ 通常の事業の支払能力

改定時期

最低賃金の改定は、毎年10月頃にされます。最低賃金改定の発行年月日以降の賃金は、新しい最低賃金額を基に計算する必要があります。

発行年月日が10月1日の場合、10月1日以降の分として支払う賃金は、時給換算した際に最低賃金額以上である必要がありますので、給与計算の際には十分注意してください。

最低賃金改定及び算出方法についてのご相談はお気軽に当事務所までお問い合わせください。

給与明細の「支給欄」と「控除欄」の見方

給与明細には「支給部分」と「控除（天引き）部分」があります。それぞれの仕組みを知っておくと給与計算のミスを防ぐことができます。

はじめに

給与明細には「お金を払う欄=支給欄」と、「払ったお金から天引きをする欄=控除欄」があります。毎月のルーティンワークとして給与計算を行っていても、発生した金銭をどのように処理したらよいかを正しく理解できなければレギュラーなことが起きた時に迷ってしまいます。以下、給与計算の「支給欄」「控除欄」の考え方を解説します。

給与明細の全体像

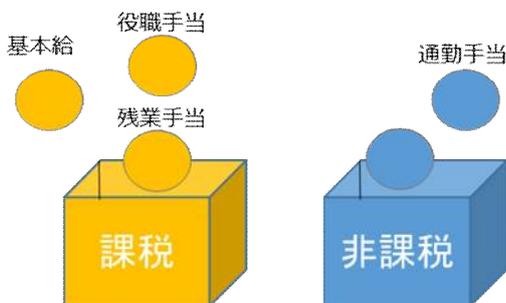
給与明細の全体像は図のように表すことができます。労働の対価としての支給額をまず決定し、そこから天引きするべき金額を控除し、差引の支給額を計算し支払います。つまり、**(支給合計額) - (控除額) = (差引支給額)** という計算式になります。

給与明細の構造



支給欄の分類の仕方

支給欄は所得税の「課税対象」と「非課税対象」という二つのボックスに分類します。

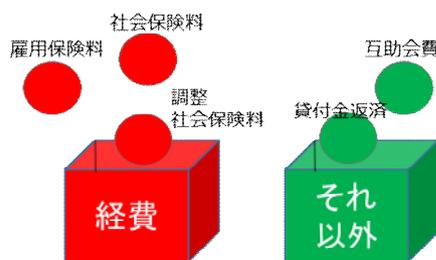


給与として支給する金銭のほとんどは課税対象ですが、「通勤手当」「出張旅費」などは非課税のボックスに入れ

ることができます。所得税は課税対象ボックスに入れた金額に応じて決まるので、非課税ボックスに入れた金銭が多いほど総支給額に対して所得税額が低くなります。ただし、通勤手当などは非課税の対象となる金額に上限が決められているため、通勤手当全額を非課税対象ボックスに入れることができないことがあります。

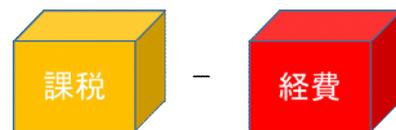
控除欄の分類の仕方

次に控除欄ですが、「所得税（住民税）計算上経費になるもの」と「ならないもの」に分類します。社会保険料や雇用保険料は所得税など計算上経費にできますが、会社からの貸付金返済や住民税、互助会費などは経費計上できません。



所得税額の計算方法

源泉所得税は、支給欄の課税支給合計額から控除欄の経費を引いた額に対してかかります（課税対象額といいます）。課税対象額を所得税額表に当てはめて源泉所得税額を決定します。この源泉所得税自体はもちろん「所得税上経費にならないもの」に分類されます。



臨時の現金支給金などの処理方法

サービス業で客入りが良かったときなどに臨時で出される「大入り袋」などの現金支給金についても所得税の課税対象となります。この場合「課税対象」のボックスに現金支給金をいったん計上しなければなりません。ただし、すでに現金で支払っているため、控除欄の「所得税上経費にならないもの」の欄で同額をマイナス計上して調整します。

二宮尊徳と創造経営

田村新吾 著

単行本：181 ページ

出版：カナリアコミュニケーションズ

価格：1,300 円（税別）

はじめに

江戸時代後期に全国各地の村を復興させた二宮尊徳。二宮金次郎像で有名な彼が説いた考え方は現代の会社経営に通じる原理原則です。本書では50の教えを、現代経営との対比や著者の経験などを基に解説しています。

衰退の反対は創造

著者はソニーにて長年商品開発やマーケティングを担当していました。本来、衰退の対義語は「発展」ですが、世界初を常とする当時のソニーイズムと二宮尊徳の教えを融合させた解釈は現在の企業経営におけるヒントになるといえるでしょう。

無学の者でも腑に落ちる教え

村の復興のためには、村人の理解が必要です。二宮尊徳の教えが評価される理由は、村の風物自然を喩えにすることにより、無学の者でも腑に落ちるように論じていることです。

二宮尊徳が主導した財政再建策である「報徳仕法」が本書を読み解く上で重要になりますので、エッセンスを紹介します。

- 施誠・・・私利ではなく利他のために事を起こす
- 覚悟・・・自分に全てを一任し、誰も口を挟まない
- 分度・・・立てた予算を必ず守る
- 勤労・・・身分に関わらず、役割を全うする
- 儉約・・・利益の源泉は儉約にある
- 推譲・・・余剰利益は未来投資に回す

本来は「藩主」「家臣」「新田開拓」など、江戸時代ならではの用語が登場するこの報徳仕法ですが、このように骨子を見てみると、当時の藩や村の経営は現在の企業経営に通ずるところがあるとお分かりいただけるのではないのでしょうか。

窪地を満たしながら 水は流れるもの

幾つかの村を復興させた二宮尊徳のもとへ他の村々から依頼が来ます。この嘆願に対し尊徳は次のように話しています。

「およそ水は低いほうへ流れ、窪地が満ちてから次に進む。低い所が一杯にならないうちに、その先に流れる道理はない」

つまり事業をする上で**大切なのは順番**であるということです。どんなに素晴らしい手法も手順を無視すれば非効率でかえって遠回りになるのはいうまでもありません。

葉虫を捕るなら菜を植えれば良い

農作物やその葉を餌とする葉虫の被害を相談された尊徳は次のように村人に説明します。

「葉虫を探しても中々見つからない。そうではなく、葉虫の喜ぶことを考えよ。菜が好きなら、菜を植えれば自然に集まってくる」

自社製品を売ろうと思いつめると、お客様のことも自社から見た見方になってしまい、他社との比較による価格やサービス内容の充実を進めてしまうものだと説明されています。その結果、自社のサービスは他社より優れているという、顧客の心情を無視したPRしかできなくなってしまう。お客様にとっての**「菜の上に」**商品やチラシを置くというのは、現在のマーケティングに通じる考え方です。

江戸時代の事業再建家である二宮尊徳の考え方や実績などが内容も非常にわかりやすく書かれているため、少し自社の経営に振り返りたくなるタイミングで読む一冊としておすすめです。



当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

神田社会保険労務士事務所	
代表	特定社会保険労務士 神田 眞弓
所在地	〒274-0816 千葉県船橋市芝山 1-31-7 A-105
営業時間	平日 9:00-18:00
電話	047-496-0600
FAX	047-496-0601
メール	info@kandasr.com

代表よりあいさつ

今月号は「ブラックバイト」について取り上げました。学生は当然ながら学業が本業であり、定期試験前は勉強に集中できるよう、シフトなど配慮して作成すべきと思いますが、飲食店、ファーストフード店など、スタッフの大部分をパートや学生アルバイトに頼っている会社では、なかなか配慮したシフト作成も難しいのが現実かもしれません。

当事務所でも退職後、最後の給与が支払われない、有給休暇の申請をしたが、給与から差し引かれていた、資格取得にかかった費用や、制服代などを給与から勝手に天引きされたなどの相談がよくあります。お話を伺った結果、違法性が高いものは、対処方法について助言します。学生は労働法など法律の知識も乏しい場合が多く、おかしいと思いつつも、結果泣き寝入りというケースも少なくありません。できれば身近な大人に早めに相談をし、適切なアドバイスなど受けられればと思います。

事業主の中でもその行為が違法であるとの認識のないまま、会社を運営されているケースも多く、ひとたび事案が公になり、初めて、違法性に気づくケースもよくあります。自社がブラック企業と言われたいかどうか、今月号添付の「チェックシート」を使って確認をお願いいたします。

平成 27 年 9 月 1 日 特定社会保険労務士 神田 眞弓

アルバイト労務管理チェックシート

自社のアルバイトの労務管理の状況をチェックしましょう。FAX かメールでお送りいただければ、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	アルバイトの雇用契約書を作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	アルバイトの勤務シフト作成について、週 30 時間を超えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	時給が発生しない業務がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	深夜に及ぶアルバイト勤務シフトがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	無断欠勤や無断退職がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	業務上のミスについて弁償をさせている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	急な退職などについて違約金を定めている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	アルバイト従業員の業務範囲が広がっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	フリーターについて雇用保険、社会保険に加入していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	無断退職したアルバイトの最終分給与を支払わない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

FAX のご返送は **047-496-0601** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を	
FAX		お書きください	